

# 東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から5年半余りが経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

国においては、本年3月に平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置づけた復興の基本方針を決定し、ハードだけではなく、ソフト面の対応や自立に向けた取組を進めているところであるが、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組を一層加速していくためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、更なる取組が必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組まねばならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

## 記

### 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、復興の進捗に応じ、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置すること。

また、復興交付金を地方創生のモデルとなる取組にも活用できるよう、被災地の自立につながる取組や避難解除等区域等と連携して取り組む事業など、被災地が必要と考える取組に柔軟に対応すること。

(2) 震災発生から時間が経過すること等により、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。

(3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

(4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除また

は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

## 2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (2) 被災者の生活再建を支援するため、国民健康保険及び介護保険の保険料等の免除・減免措置について、全額財政支援措置を講じるとともに、震災の影響による医療費増加に伴い、市町村の負担が増加するが、国民健康保険財政が円滑かつ健全な運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

## 3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期間及び事業実施期間を延長するなど柔軟な制度運営を行うこと。
- (2) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組、新規就業者に係る研修等に対する制度の拡充・構築を図ること。

## 4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 復興道路や復興支援道路等については、財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業について、国庫補助要件の拡充を図るとともに、広域的・幹線的路線バスへの支援措置を継続すること。  
また、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。
- (3) 湾口防波堤等の復旧予算を確保し、地方負担への財政支援を講じ、早期復旧、整備促進を図るとともに、海岸堤防について早期復旧を図ること。
- (4) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

## 5. 福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射性モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、全額国費負担により強力に推進すること。

また、都市自治体に取り組む原子力災害からの復興に係る施策を推進するため、福島再生加速化交付金等の対象事業の拡大など財政措置を充実すること。

(2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

(3) 福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を早急に実施すること。

また、廃炉対策については、事業者に作業を任せることなく、国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実にを行うこと。

(4) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した費用及び財物賠償については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。

(5) 商工業等に係る営業損害賠償については、原子力損害賠償審査会中間指針（第二次追補）において、営業損害及び就労不能損害の終期は、被害者が従来と同等の営業活動が営むことが可能となった日とすることが合理的としていることから、賠償を継続するよう東京電力に対し強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況におかれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力に対し強く指導すること。

(6) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子どもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

(7) 原発周辺地域においては、居住環境が大きく変化し、治安悪化に対する地域住民の懸念や不安が高まっているため、警察官の増員による治安維持活動を強化するとともに、都市自治体の治安維持向上に係る取組に係る財政措置を充実すること。

- (8) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる風評については、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- (9) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が深刻化していることから、電気柵の設置等の被害防除や緩衝地帯の環境整備など被災地における鳥獣被害防止対策を充実するとともに、広域的な視点から国・県が連携して支援すること。

以上決議する。

平成 28 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会

## 地震・津波・台風等防災対策及び 原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議

平成 28 年熊本地震や、先般の台風第 10 号等においては、家屋等の倒壊や河川の氾濫等による人的被害のほか、ライフラインの寸断等により、住民生活や地域産業に大きな被害をもたらした。

我が国は、地理的条件等から、大地震、大型化する台風、頻発する集中豪雨・土砂災害、活発化する火山活動、竜巻等の突風、記録的な大雪等、数多くの災害に見舞われてきた。また、切迫性が指摘される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生も懸念されており、都道府県においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止し、国民の生命と財産を守るためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

また、東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を引き起こした。国は、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう原子力安全・防災対策に万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、地震・津波・台風等防災対策を推進するとともに、原子力発電所の安全・防災対策の充実を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

### 記

#### 1. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、都道府県単位での広域防災拠点施設の整備、市町村単位での防災拠点施設の整備及びハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援措置を講じること。
- (3) 津波対策等として、防潮堤等を早期整備するとともに、既存の堤防等の耐震化

等について財政措置を講じること。また、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和、土地収用等の課税の特例の対象拡大など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の津波避難対策特別強化地域における防災対策推進に係る事業の所要財源を確保すること。
- (5) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

## 2. 台風・集中豪雨対策の充実強化について

- (1) 土砂災害防止法の警戒区域における砂防施設の整備を促進すること。
- (2) 河川堤防の強化や河川保全区域制度の適切な運用など水害に関する防災対策の強化を推進すること。また、地方管理河川における維持管理について支援措置を拡充すること。
- (3) 気象観測体制の充実強化を図るとともに、局地的な豪雨をより正確に予測できる予報システムを構築すること。

また、特別警報の発表については、市町村単位など限定された地域で行うよう見直すこと。

## 3. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (2) 公共施設や都市基盤施設、民間住宅等の耐震化事業及び民間事業者による避難施設整備等、防災・減災に係る諸事業を推進するために、財源措置を拡充・強化すること。
- (3) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を更に拡充すること。
- (4) 地域防災力の中核として位置付けられる消防団活動への支援として、団員処遇及び活動のための装備の改善、資機材の確保等に関わる具体的な財政上の措置を講じること。

- (5) 災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建て替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。
- (6) 平成 28 年度で終了となる緊急防災・減災事業債について、継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長するとともに、対象事業及び財政措置を拡充すること。

#### 4. 発災時の支援対策の充実強化について

被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

#### 5. 原子力安全・防災対策の充実強化について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じることにより、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- (2) 関係地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画については、その実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

平成 28 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会

## 地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

政府は、地方創生の本格展開を図ることとし、地域再生法の改正により、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税等を創設するとともに、ソフト・ハード両面からの基盤づくりにより地方創生の更なる加速化を図るため、平成 28 年度第 2 次補正予算において、地方創生拠点整備交付金を設けるなど、まち・ひと・しごと創生関連事業に 2,645 億円計上している。

しかしながら、地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないよう公平な条件を整えたうえで、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

このような観点から、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうえで、実効性のある取組を早急に実施すべきである。あわせて、国と地方の協議の場の実効性の確保、地方の提案に基づく権限移譲等の推進、義務付け・枠付けの見直し、役割分担に見合った税財源配分の実現など、地方分権改革についても、より一層推進すべきである。

また、平成 27 年における合計特殊出生率（概数）は 1.46 と前年より微増したものの、その水準は依然として低く、平成 27 年国勢調査による我が国の人口は、初めて減少に転じた一方、住民基本台帳人口移動報告による首都圏への転入超過は約 12 万人（対前年比 1 万 3 千人増）と、依然拡大が進んでいる。政府は、働き方改革を推進するなど、子育てのしやすい環境を積極的に整備し、国全体での自然増の底上げを主導的に進めるとともに、地方の人口流出に歯止めをかけるため、危機感を持って地方



回帰・定着を促進するための抜本的な対策を講じるべきである。

特に、首都圏への転出者に占める若者の割合が高いことをかんがみ、地方大学等が地方に若者を留める受け皿となっていることから、卒業後の地方における就職・定住につなげるため、地方大学等の運営基盤の充実を図るとともに、地元企業に対するインターンシップの充実や地元回帰等に係る奨学金返還免除制度の拡充など、首都圏の若者に対する地方への就職支援策の一層の拡充が求められる。

また、地方の国立大学等においては、自治体や地元企業等と包括連携協定などを結び、地方創生のために大きな働きをしているにもかかわらず、運営経費に対する国の支出は、国立大学法人化以降 11 年間減少の一途をたどっている。地方の国立大学等の行う地方創生に資する取組が弱まることはあってはならない。

よって、国は、地方創生の取組が国民運動的に展開されるよう、国民の関心を高める広報・啓発活動をより一層充実し、分権型社会の実現に向けた積極的な取組を行うとともに、地方が創意工夫により、多様な主体と連携を図りながら、地方への移住定住政策をはじめとする地方創生に資する取組を安定的に実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続、地方創生推進交付金等の拡充及び弾力的な運用など必要な措置を積極的に講じられたい。

以上決議する。

平成 28 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会

## 都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、急速に進行する少子・高齢化社会に対応した福祉・医療サービスの充実や地域経済の活性化、さらには多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など、様々な課題への対応に必要となる財政需要は増加する一途にある。

全国の地方自治体においては、これまでも職員数の削減や総人件費の抑制など徹底した行財政改革に取り組んできたところであるが、今後、社会保障関係費の更なる増嵩が見込まれる中において、消費税率10%への引上げが先送りされ、社会保障充実のための財源を失うなど、地方財政の財源不足の拡大が避けられない状況にある。

このような中、財政制度等審議会において、来年度の地方財政計画の歳出の圧縮や地方交付税総額の抑制について議論がなされているところであるが、これら議論は国財政の健全化を優先し、地方財政の実態を踏まえていないものと言わざるを得ない。

我々都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組をはじめとする新たな行政課題に的確に対応するためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

よって、国においては、都市行政が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化に向け、下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

### 記

#### 1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

(3) 「社会保障・税一体改革」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財

源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。今般、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率 10%への引上げが 2 年半先送りされたところであるが、基礎自治体においては、既に子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これら施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約 3 割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分のすべてが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

- (4) 固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

また、平成 28 年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長や対象範囲の拡大は断じて行わないこと。

- (5) ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18 歳未満、70 歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。
- (6) 自動車取得税及び自動車重量税のエコカー減税並びに軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長に当たっては、都市自治体の財政運営に支障が生じないようにすること。さらに、今後、仮に自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

## 2. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

- (1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。また、地方交付税については、引き続き、財源調整・

財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
- (3) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 28 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

### 3. 財政健全化に向けた歳出改革

- (1) 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。  
特に、義務教育職員給与など地方財政法第 10 条の国庫負担金については、国が義務的に支出しなければならない経費であることから、PDCAサイクルという名の下に一方的な削減は行わないこと。また、国庫支出金に対し、いわゆるパフォーマンス指標を設定してその配分に反映するようなことは行わないこと。
- (2) いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。特に地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。
- (3) 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組んでいるところであるが、これらが円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。また、統一的な基準による地方公会計の整備の促進についても、適切な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成 28 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会

## 持続可能で安定的な社会保障制度の構築に関する決議

我が国は、これまでどの国においても経験したことのない人口減少社会に直面しているところであり、社会保障制度の持続可能性を確保し、将来世代に確実に引き継いでいくための改革に全力で取り組むことが求められている。

このような中、国は、我が国における社会保障の機能強化・維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け取り組んでいるところであるが、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率の 10%への引上げは、2年半延期されることとなった。

我々都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと認識し、既に子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策については、地域の実情に即して実施するなど、懸命の努力を傾注している。

よって、国は、都市自治体が社会保障の最前線において中心的役割を果たしていることにかんがみ、持続可能で安定的な社会保障制度を構築すべく、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

### 記

#### 1. 社会保障に係る安定財源の確保について

(1) 子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実を推進し、持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の安定財源を確実に確保すること。

既に、都市自治体においては、「社会保障・税一体改革」の一環として、子ども・子育て支援新制度をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んでおり、消費税率 10%への引上げの再延期により、これら都市自治体の実施する社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

(2) 都市自治体においては、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。

#### 2. 国民健康保険制度について

厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、平成 27 年度から実施された保険者への財政支援の拡充 1,700 億円と併せ、平成 29 年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費 1,700 億円の投入を確実に継続して実施すること。

また、今後も引き続き医療費の増加が見込まれることから、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

### 3. 介護保険制度について

- (1) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行う調整交付金については、その本来の機能が損なわれないようにすること。

- (2) 社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。
- (3) 介護人材の確保が困難を極め、労働力人口が減少していく中、安定的に介護人材を確保していくため、介護職員の処遇改善等の抜本的な対策に早急に取り組むとともに、介護サービスの質と量の確保に向け、多様な人材の確保やキャリアパスの確立などの施策を強力に推進すること。
- (4) 次期制度改正に当たっては、将来を見据えて保険料水準の上昇を極力抑制するため、給付と負担のバランス、国と地方の負担の在り方等について検討するとともに、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

特に、軽度者に対する生活援助サービス等に係る給付の見直しや地域支援事業への移行については、都市自治体の負担等を十分考慮し、慎重に検討すること。

制度改正に当たっては、都市自治体と協議し、その意見を反映するとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

### 4. 子育て支援等について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 現在、すべての都市自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している都市自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること。また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることにかんがみ、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。
- (3) 待機児童解消に向け、保育士の処遇改善等の対策を強化すること。また、すべての施設が安定的に運営できるよう公定価格を適切に設定するとともに、保育所

等施設整備交付金については、十分な財政措置を講じたうえで、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。さらに、幼稚園等の認定こども園への移行を促進するため、施設の収入面での不安や新制度移行に伴う事務負担増大等の懸案事項の解消を図る措置を講じること。

- (4) 子ども達の将来がその家庭の事情等に左右されてしまうことがないように、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者への就労支援等を行うことにより、子どもの貧困対策を更に総合的に推進すること。

## 5. 生活保護制度等について

- (1) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

- (2) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

## 6. 障害者施策の充実について

- (1) 平成 30 年 4 月の障害者総合支援法等一部改正法の本格施行に当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、都市自治体等の意見を十分に反映するとともに、所要の財政措置を講じること。
- (2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー・街づくり）を積極的に展開することにより、障害者の自立・社会参加を更に促進すること。このために都市自治体が行う取組に対し、必要な支援措置を講じること。

以上決議する。

平成 28 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会

## 教育現場の実態に即した教職員定数の充実等に関する決議

本会は、これまでも、義務教育施策に関して、地域の実情に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学級編制及び教職員定数の標準の見直しをはじめ、少人数学級の推進、障害のある児童生徒に対する特別支援教育の充実、いじめ問題に対応するための教職員定数の改善等、多くの提言を行ってきた。

特に、平成 27 年 5 月の特別提言においては、「教育に係る経済的負担を軽減するためにも、公教育の質的向上を図るとともに、家庭の経済的状況に左右されることなく、すべての子どもが必要とする教育を受ける機会を持てるような教育制度を整備すべきである」と提言したところである。

国においては、国の財政健全化に向けて費用対効果や適正配置数の観点を重視した教職員数のあり方について議論されているが、それらは財政効率最優先の主張である。教育の現場を預かる都市自治体の立場からは、到底、同意できるものではなく、先進国の中でも低位にある我が国の教育への公的支出を更に低下させることになるものと危惧する。

我々都市自治体は、人口減少・少子化と厳しい財政状況の中、公教育の充実に取り組んでおり、小中学校の教職員の加配定数の増加は、そうした取組の反映である。このような取組や地域の実情を勘案することなく、国の財政健全化目標の達成のために、加配定数を含む教職員定数の在り方を見直して教育費の削減を図ることは、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、義務教育に対する国の責任放棄と言わざるを得ない。

現在の教育現場は、障害、いじめ・不登校、教育格差、外国人児童生徒等、特別な配慮を必要とする児童生徒の増加に伴い、課題が複雑かつ困難化している状況にある。

国においては、以上のような状況に対処し、地域の実情に応じた教職員配置が計画的に実施できるよう、基礎定数化の実現と加配定数の確保による教職員定数の充実、教員を支える多様な人材の充実、更にそれらのための財源の充実確保を図るよう強く要請する。

以上決議する。

平成 28 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会



## 参議院選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

去る7月10日、「一票の格差」を是正するとして、人口が少ない選挙区を統合した合区による憲政史上初の選挙が実施されたが、投票率について前回と比較すると、全国平均が2%伸びている中で、合区が実施された4県の合計では2%の減少となっており、国政への関心の低下が懸念される。

また、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは、人口減少問題の解消等に係る政策の推進に当たり、全国各地域の実情を踏まえた政策の実施・展開に支障となる可能性も否定できない。

今回の合区による参議院選挙は、公職選挙法の附則に基づく抜本的な見直しが行われるまでの間のものとされており、速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築することを強く求める。

以上決議する。

平成28年11月17日

全 国 市 長 会